期間限定裁判の新設に反対する声明

新たな訴訟手続に反対する弁護士有志の会

法制審議会は、2 月 14 日の総会において、民事裁判の IT 化のための民事訴訟法の改正案をまとめました。その中に、「審理期間を限定した裁判手続」の新設の提案が入っています。

しかし、法制審議会の中で提案され審議されただけで、ほとんどの国民はこの提案を知りません。

審理期間を限定した裁判は、当事者が十分な主張や立証ができず拙速な裁判になる懸念があります。外国にない裁判制度と言われており、裁判を受ける権利を侵害しないかについて十分な検討が必要です。しかも必要性があるのかについて具体的な調査はされていません。

このような裁判制度を、十分な調査、検討、議論もないままに、民事裁判のＩＴ化とセットにして、新設するべきではないと考えます。

よって、私たちは、「審理期間を限定した裁判手続」（期間限定裁判）を新設することに反対します。

以上